

嘉手納基地所属F-15戦闘機の未明離陸及び最新鋭ステルス戦闘機
F-22A ラプターの嘉手納基地への一時配備に対する意見書

米空軍は去る1月6日と7日の未明に、嘉手納基地から米本国での演習参加のため米空軍嘉手納基地所属F-15戦闘機20機、空中給油機6機の計26機を離陸させた。

同基地では、昨年7月末にも未明離陸が繰り返されたことを受け、日米間で改善策を協議しているにもかかわらず、またしても住民無視の未明離陸を強行したことは誠に遺憾であり、強い憤りを覚える。

今回の未明離陸時には、本市でも90デシベルを超える騒音が測定されており、深夜の静穏の中での騒音は住民にとって耐えがたく、我慢の限界を超えている。嘉手納基地周辺住民は、戦後60年余りも日常的に爆音にさらされ、精神的な苦痛を長年受けてきており、いかなる理由があるにせよ到底容認できるものではない。

また、今月10日には米空軍の最新鋭ステルス戦闘機F-22Aラプター12機が、明確な説明がないまま嘉手納基地への一時配備が予定されており、さらなる基地機能の強化に繋がるのではないかと県民や市民に不安を与えている。

よって、うるま市議会は県民や市民の生命・財産、平穏な生活環境を守る立場から厳重に抗議するとともに下記事項について強く要求する。

記

1. F-15戦闘機及び軍用機の早朝及び夜間訓練を即時中止すること。
2. 騒音防止協定を順守すること。
3. 最新鋭ステルス戦闘機F-22Aラプターの一時配備を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年2月7日

沖縄県うるま市議会

あて先

内閣総理大臣	外務大臣	防衛大臣	沖縄及び北方対策担当大臣
防衛施設庁長官	外務省沖縄担当大使	那覇防衛施設局長	